

議案第48号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に

対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(年金管理者)</p> <p>第9条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わって年金を受領し、及び管理する者（以下「年金管理者」という。）を、あらかじめ、その者の承認を得て、<u>2人まで指定することができる。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 加入者は、年金管理者を2人指定する場合は、年金を受領し、及び管理すべき年金管理者の順位を定めなければならない。</u></p> <p><u>4 加入者は、年金管理者を変更し、又はその指定を解除することができる。</u></p>	<p>(年金管理者)</p> <p>第9条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わって年金を受領し、及び管理する者（以下「年金管理者」という。）を、あらかじめ、その者の承認を得て指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 加入者は、年金管理者を変更することができる。</u></p>

5 年金管理者は、加入者（加入者が死亡、重度障害その他の理由により申出を受けられない場合にあつては、知事）に申し出て、その指定を辞退することができる。

6 知事は、加入者が死亡、重度障害その他の理由により年金管理者の指定を解除できない場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により年金の支給を受ける者（以下「年金受給権者」という。）及び市町村長の意見を聴いた上で、加入者に代わり、年金管理者の指定を解除することができる。

(1) 年金管理者が次のいずれかに該当するとき。

ア～ウ 略

(2) 略

(3) 前2号に定めるもののほか、年金管理者に年金を管理させることが適当でないとき。

4 知事は、年金管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定により年金の支給を受ける者（以下「年金受給権者」という。）及び市町村長の意見を聴き、年金管理者を変更し、又はその指定を解除することができる。

(1) 年金管理者が次のいずれかに該当する場合で加入者が当該年金管理者を変更しないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。

ア～ウ 略

エ 加入者又は知事に退任の申出をしたとき。

(2) 略

(3) 年金管理者に管理させることが適当でないとき。

5 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、年金受給権者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認

7 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、年金受給権者及び市町村長の意見を聴いた上で、年金管理者を新たに指定し、又は変更することができる。

(1) 年金の支給開始時において、年金受給権者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認められるにもかかわらず、加入者が年金管理者を指定していないとき。

(2) 年金の支給開始後において、年金管理者が第5項の規定により年金管理者の指定を辞退したとき。

(3) 年金の支給開始後において、前項の規定により年金管理者の指定を解除したとき。

(4) 前項第1号又は第3号に掲げる場合に該当するため、年金管理者が年金を受領し、及び管理することが適当でないと認められるにもかかわらず、加入者が年金管理者を変更し、又はその指定を解除しないとき。

(届出義務等)

第18条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則

めるときは、年金受給権者及び市町村長の意見を聴き、年金管理者を指定することができる。

(届出義務等)

第18条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則

で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。

(1)～(3) 略

(4) 年金管理者を指定し、変更し（第9条第3項の順位を変更した場合を含む。）、又はその指定を解除したとき。

(5) 略

2～4 略

で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。

(1)～(3) 略

(4) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。

(5) 略

2～4 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。